

大津市汚染土壌処理施設への汚染土壌の搬入の届出に関する要綱の概要

●**名称**：「大津市汚染土壌処理施設への汚染土壌の搬入の届出に関する要綱」

●**目的**：大津市内の汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬入する者に対し、土壌汚染対策法に基づき搬出元の都道府県に届け出る事項と同様の事項を本市にも届け出させ、必要に応じて指導等を行うことにより、汚染土壌のさらなる適正な処理の確保を図る。

●**概要**：

(1) 届出の実施対象

- ① 土壌汚染対策法の規定により、要措置区域等の汚染土壌を市内の汚染土壌処理施設へ搬入する場合
- ② 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の規定により、都道府県等が特定支障除去等事業として汚染された土壌を市内の汚染土壌処理施設へ搬入する場合

(2) 届出者

- ・ 土壌汚染対策法に基づき、搬出元の都道府県への届出義務を負う者
(土地の形質を変更しようとする者)

(3) 届出の内容等

- ・ 要措置区域等の所在地、土壌の汚染状態、体積、運搬方法、搬出着手・完了予定日、運搬完了、処理予定日 等
(① の場合に搬出元の都道府県知事等に提出する届出の内容と同等の事項)

(4) 市の権限

- ・ 届出があった場合、必要と認めるときは以下の指導等を行うことができる
- ① 搬出元の都道府県知事に対し、届出者に対する指導、監督等に意見を述べる
- ② 届出者に対し、汚染土壌の搬入について必要な指導を行うことができる

(5) 施行期日

- ・ 施行期日は平成26年4月1日。
- ・ 平成26年7月1日以後に搬入する汚染土壌について適用。
- ・ 平成28年4月1日 一部改正